

議案第 68 号

北名古屋市市税条例の一部を改正する条例について

北名古屋市市税条例（平成 18 年北名古屋市条例第 56 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 24 年 9 月 3 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地域決定型地方税制特例措置の導入等を含む地方税法の改正に伴い、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋州市税条例の一部を改正する条例

北名古屋州市税条例（平成18年北名古屋州市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「第2章」の次に「（第8条を除く。）」を、「第3章」の次に「（第14条を除く。）」を加える。

附則第10条の2を附則第10条の3とし、附則第10条の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める割合）

第10条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

2 法附則第15条第10項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の2第1項の改正規定は、平成25年1月1日から施行する。

（北名古屋市行政手続条例の適用除外に関する経過措置）

第2条 改正後の北名古屋州市税条例（以下「新条例」という。）第3条の2第1項の規定は、平成25年1月1日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の北名古屋州市税条例第3条の2第1項に規定する行為については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）第1条の規定による改正後の地方税法（次条において「新法」という。）附則第15条第2項第6号に規定する除害施設（以下この条において「除害施設」という。）に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年3月31日までに取得された除害施設については、なお従前の

例による。

第4条 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された新法附則第15条第10項に規定する施設（以下この条において「施設」という。）に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年3月31日までに取得された施設については、なお従前の例による。